

他自治体の情報共有(情報の公表)についての比較

	基本原則	総合計画	財政	行政評価	情報共有	左記項目以外での公表
北九州市	(自治の基本原則) 第5条 本市における自治は、市民自治を基本として行われるものとする。 3 市民及び市は、市政に関する情報を共有するものとする。	(項目あり、公表なし)	(財政運営) 第17条 2 市長は、予算、決算その他財政に関する事項について、市民に分かりやすく公表するものとする。	(行政評価) 第18条 市長は、施策及び事業の成果及び達成度について評価を行い、その結果を市民に分かりやすく公表するものとする。	(情報共有の仕組み) 第21条 市は、市が保有する文書、図画及び電磁的記録に係る情報の適正かつ効率的な管理及び運用について、総合的かつ体系的な規程の整備を図るものとする。 2 市は、市民の知る権利を尊重し、市政に関し市民に説明する責務を果たすため、別に条例で定めるところにより、市が保有する情報の公開を推進する。	(特になし)
大分市	(基本原則) 第4条 本市は、次に掲げる事項を自治の基本原則としてまちづくりを行うものとする。 (2) 情報共有の原則 まちづくりに関する情報を市民、議会及び市長等が共有すること。	(総合計画) 第11条 3 市は、総合計画の進行を管理し、その状況を公表しなければならない。	(項目あり、公表なし)	(行政評価) 第15条 2 市長等は、前項の規定による行政評価の結果を市民に公表するとともに、必要に応じて、行政運営の見直しを行わなければならない。	(項目なし)	(市民意見の聴取) 第25条 2 市長等は、パブリックコメント手続を実施したときは、市民から提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を公表しなければならない。
流山市	(基本理念) 第4条 この条例の目的を達成するため、次に掲げることを基本理念とします。 (4) 市及び議会は、市民等の知る権利を保障し、積極的に情報提供を行うとともに、十分な説明責任を果たさなければならない。	(項目あり、公表なし)	(財政運営) 第23条 4 市長は、財政運営の透明性を確保するとともに、第2項の財政情報及び前項の中長期の財政計画を市民に分かりやすく公表しなければなりません。	(行政評価) 第24条 3 市は、第1項の行政評価を行うときは、市民等の参加による方法を用いるよう努めるとともに、その行政評価の結果を市民等に分かりやすく公表しなければなりません。	(情報共有) 第8条 市及び議会が保有する情報は、市民等との共有物であって、市及び議会は、これを適正に管理し、公正かつ公平に提供するものとします。	(条例の実効性の確保) 第40条 2 市長は、この条例の実効性を確保するため、必要な制度等の整備に関する年次計画を定め、この条例の運用状況等を調査し、検討し、その結果を公表しなければなりません。
岸和田市	(基本原則) 第3条 (2) 市民及び市は、互いに市政に関する情報を共有しあうこと。	(項目あり、公表なし)	(財政) 第27条 2 市長は、市及び市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人その他の団体については、その財政状況を一体的に捉え、市民にわかりやすく公表しなければならない。 3 市長は、市政運営の透明性を確保するため、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの10分の1以上2分の1未満の割合で出資している法人その他の団体については、その財政状況を市民にわかりやすく公表するよう努めなければならない。	(行政評価) 第28条 市長は、総合計画に基づき実施し、又は実施しようとする施策等については、その成果及び到達度を明らかにするため、行政評価を実施し、その結果を公表しなければならない。	(情報の共有) 第21条 市は、市政に関する情報を積極的に提供することにより、市民との情報の共有に努めなければならない。	(意見聴取制度) 第18条 2 市長及び他の執行機関は、前項の規定により意見を求めるときは、適切な方法を選択し、市民から提示された意見に対して回答し、これを公表しなければならない。 (外部機関その他第三者による監査) 第29条 3 市は、前項に規定する請求があったときは、外部機関等に監査を実施させることができ、その結果を公表するものとする。ただし、監査を実施させないときはその理由を公表するものとする。
二セコ町	(情報共有の原則) 第2条 まちづくりは、自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、わたしたち町民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めなければならない。	(計画策定の手続) 第38条 町は、総合計画で定める重要な計画の策定に着手しようとするときは、あらかじめ次の事項を公表し、意見を求めるものとする。 (1) 計画の概要 (2) 計画策定の日程 (3) 予定する町民参加の手法 (4) その他必要とされる事項 2 町は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、意見を求めるものとする。 3 町は、前2項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表しなければならない。 (計画進行状況の公表) 第39条 町は、総合計画の進行状況について、年に一度公表しなければならない。	(予算編成) 第41条 町長は、予算の編成に当たっては、編成過程の透明性に留意し、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、町民が予算を具体的に把握できるよう十分な情報の提供に努めなければならない。 (財政状況の公表) 第45条 町長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況(以下「財政状況」という。)の公表に当たっては、別に条例で定める事項の概要を示すとともに、財政状況に対する見解を示さなければならない。	(項目あり、公表なし)	(情報共有のための制度) 第7条 町は、情報共有を進めるため、次に掲げる制度を基幹に、これらの制度が総合的な体系をなすように努めるものとする。 (1) 町の仕事に関する町の情報を分かりやすく提供する制度 (2) 町の仕事に関する町の会議を公開する制度 (3) 町が保有する文書その他の記録を請求に基づき公開する制度 (4) 町民の意見、提言等がまちづくりに反映される制度	(多くの項目で情報提供などあり)